

○平成二十年一月九日 経済産業省告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第三百三十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を次のように指定したので、同法第五百十九条第一項第十六号の規定に基づき、告示する。

計量法第三百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、標準エアライン群であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するものとする。